

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年5月25日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年5月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	3号機	制御棒駆動水ポンプ増速機(A)の点検時、増速機とモータ間のカップリングゴム部品に劣化(計8個)が認められたため、当該ゴムを交換	
2	3号機	逆洗弁ピットモータコントロールセンタ(3A)の点検時、制御回路及び負荷回路に絶縁抵抗の低下が認められたため、当該回路を修理	
3	3号機	原子炉再循環ポンプ用電源装置総合機能検査前準備において、要領書の装置起動条件に不備が認められたため、要領書の手順を改訂、関係者へ周知	
4	3号機	制御棒駆動機構(22-35)の引抜側ベント後、制御棒の自然挿入事象が認められたため、方向制御弁(123)のシートパスが推定されることから、当該弁を分解点検	
5	5号機	原子炉格納容器除湿冷却(A)系冷却装置の第1圧縮機の点検時、クランクシャフトの一部に傷が認められたため、クランクシャフトを交換	
6	6号機	復水脱塩装置空気圧縮機停止中において、「圧縮機故障」表示が発生し、温度指示スイッチ(TIS-G25-051)及び流量スイッチ(FS-G25-050)の誤作動と推定されることから、当該計器を点検・修理	
7	6号機	廃棄物処理建屋ホイストクレーンの点検時、操作用ペンダントスイッチの接触不良が認められたため、当該スイッチを修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで